

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月18日提出

宇治市長 松村 淳子



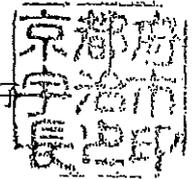
専 決 処 分 書

専決第4号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月14日

宇治市長 松村 淳



損害賠償額の決定について

市は、自動車破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 253,000円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



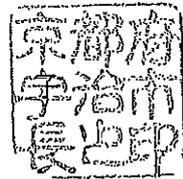
専 決 処 分 書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月29日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、自動車破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 630,000円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名